

2025 年 1 月

いちよしアセットマネジメント株式会社

スチュワードシップ活動の概況と自己評価の結果について
(2024 年 1 月～2024 年 12 月)

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受入れることを表明しています。
2024 年 1 月～2024 年 12 月におけるスチュワードシップ活動の概況と自己評価を実施しましたので、その結果を公表します。

スチュワードシップ活動の概況と自己評価（2024 年 1 月～2024 年 12 月）

原則	日本版スチュワードシップ・コード	活動状況及び自己評価
原則 1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	【実施状況】 当社は「責任ある機関投資家」としての取組みについて」を取締役会の決議を経て策定し、当社のホームページで公表しています。 【自己評価】 当社方針「責任ある機関投資家としての取組みについて」は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/stewardship
原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	【実施状況】 ・当社は、「利益相反管理方針」を定め、その概要を当社のホームページに公表しています。当該管理方針に基づき、主たる利益相反取引事例について適切に管理し、お客様・受益者の最善の利益を図っています。

		・当社は、お客様・受益者の利益を最優先に業務を遂行しています。当社が所属するいちよし証券グループとお客様・受益者との利益相反の発生を回避するため、グループ会社が発行する有価証券には投資していません。 ・お客様と他のお客様の利益相反発生リスクを軽減するため、投資一任運用ファンド等の運用においては、当該ファンドの主なスポンサー企業の株式等には投資していません。 ・ファンド間の利益相反管理として、内部管理部門によるデイリーのモニタリングを実施し、不公正な売買等に繋がらないよう努めています。 ・議決権の行使については、「議決権等行使に関する基本方針」に基づき、所定の判断基準（助言機関からの情報を含め）に従った中立・公平な行使を徹底します。また、グループ会社の顧客企業の議決権等行使を、グループ会社からの依頼等により判断基準に反して行うことなどは、社内規程で明確に禁止しています。 ・当社は、お客様・受益者の利益の確保や利益相反取引の管理のために、議決権行使の原案作成は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部が担当し、利益相反取引の協議機関としてリスク管理委員会を設置しています。 また議決権行使等の結果については取締役会に報告し、ガバナンス体制強化を図っています。 ・当社は、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任しています。 【自己評価】 ・当社の利益相反管理方針及び「議決権等行使に関する基本方針」は、以下の当社ホームページ URL に開示しています。 「利益相反管理方針」 https://www.ichiyoshiam.jp/conflict
--	--	---

		「議決権等行使に関する基本方針」 https://www.ichiyoshiam.jp/voting ・利益相反管理部署であるコンプライアンス・リスク管理部は、利益相反のおそれのある取引、議決権行使について適切に検証しました。 ・コンプライアンス・リスク管理部は、利益相反取引の協議機関であるリスク管理委員会を主宰し、適切なモニタリングを実施しています。
原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	【実施状況】 ・当社の運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、中長期に投資する価値があると認められる企業を見出すため、徹底したボトムアップリサーチにより投資ユニバース銘柄を選定しています。 ・ボトムアップリサーチの一環として、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく企業との建設的な対話（エンゲージメント）を積極的に行うことで、企業戦略、業績、資本構造、環境・社会・企業統治（ESG）、事業におけるリスク・収益機会及びそうしたリスク・収益機会への対応等、非財務面をも含む様々な事項に着目したリサーチ活動を行い、課題の把握に努めました。また、対面によるリサーチだけでなく、リモートによるリサーチ活動を積極的に活用し、企業との対話の頻度を向上させています。 【自己評価】 ・投資先企業に関する建設的な対話に基づく活動は的確に行えたと考えます。引き続き投資先企業を客観的に的確な把握ができるよう取り組みます。 ・リモートワークを活用し、企業との積極的な取材を行うことで効率的なリサーチ活動を推進しています。 ・2月 環境省「第5回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」選定委員長賞

		(特別賞)を受賞いたしました。 当アワードは、ESG 金融に積極的に取り組む金融機関、諸団体やサステナブル経営に取り組む企業を評価・表彰するもので、2019 年 環境省により創設されたものです。 ・9 月 環境省より依頼を受け、「第 6 回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン 公募説明会」において、当社の ESG アナリストが ESG、SDGs に対する考え方、活動に関して講演を行いました。
原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	【実施状況】 運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は不断の研鑽に努め、投資先企業の企業価値向上、持続的成長に繋がるよう、投資先企業の経営課題について対話を行い、投資先企業と「認識の共有」を図っています。 サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつく対話を重要な位置づけであると考えています。 【自己評価】 ・2024 年 1 月～12 月において延べ 489 社と対話の機会を持ち、投資先企業の企業価値向上、持続的成長に繋がるよう、投資先企業の経営課題について投資先企業と「認識の共有」を図りました。 また投資先企業の ESG への具体的な取組みに関して、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつけられるような対話を推進しました。 【企業との対話の具体例】 ①化学 E 社と、前年度の SR を通じた主な課題とその対応、中長期戦略、新中期経営計画、ガバナンスの取組とサステナビリティ推進状況等について対話を行いました。同社とは中期的な株式保有を前提に継続的なエンゲージメントを行っており、各年度を通じた段階的な改善の取組についての議論に加えて、IR 資料での開示内

		容や当年度より発行予定の統合報告書制作などについての意見交換も合わせて行いました。また、SR ミーティングに先立って実施した IR ミーティングでの積み残し項目について、同社トップマネジメントへ直接確認する機会としました。今後も同社と認識の共有を図り、建設的な対話を通して同社の持続的成長に貢献できるよう努めていく所存です。 ②専門商社 A 社と、気候変動と同社事業の持続可能性について議論を行いました。同社は、サステナビリティ専門部署を設置し、気候変動が事業に与える影響について整理を始めています。まずは TCFD フレームワークを活用してリスク・機会について整理をしているものの、やや紋切型の開示に留まっていました。同社には、TCFD フレームワークを用いて情報整理・分析を行ったことを評価しつつ、同社がこれから起こす具体的な行動、およびその理由を示すことで、投資家が事業の持続可能性を一層評価できることをお伝えしました。 ③不動産 B 社と、長期在任の社外取締役について議論を行いました。会社側は、事業への理解があり取締役会で厳しい指摘を行う貢献度の高い人物であり、長期在任は問題ないとの認識でした。会社への貢献と”社外”取締役としての存在意義は異なる旨を伝え、引き続き取締役としての役割を担う場合は社内取締役とすることも検討するよう依頼しました。会社側からは社外取締役の長期在任について、市場からの要請の理由がわからなかったが、話を聴いて理解できたとの回答をいただきました。 ④化学 C 社と、統合報告書を題材に企業と情報開示のあり方について議論を行いました。同社は、歴史ある化学メーカーであり、統合報告書が主流となる前から環境報告書を発行し、事業と社会の関わり方について継続的に情報開示を行っています。当社は同社の統合報告書の記述内容に対してテキストマイニング技術を用いて分析しました。その結果、発行に至った経緯から環境関連トピックが多く、自社の成長ストーリーに関するトピックの記述内容が少ないことが分かりました。同社には、統合報告書が求めるバランスの良い情報開示を行うことを要請し、成長ストー
--	--	--

		リーの記述にあたっては、何をもって実行するか具体的な指標と共に語ることを依頼しました。 ⑤小売 D 社と、統合報告書の作成について議論を行いました。同社は IR 面談にて投資家から統合報告書の作成を求める声が強くなっていることを受け、作成すべきなのか悩んでいました。当社からは、いきなり統合報告書を作成しようとする一般的な開示事項の穴埋め作業になる懸念をお伝えしました。現時点の開示内容について解像度が低い箇所を指摘しつつ、自社の価値創造ストーリーに対して何をすべきか、何に取り組んでいるのか整理・ブラッシュアップするよう依頼しました。
原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	【実施状況】 議決権の行使は、投資先企業のコーポレート・ガバナンス強化への重要な手段の一つであり、同時に中長期的観点からお客様・受益者の利益に寄与するとの考え方のもと、「議決権等行使に関する基本方針」を設け、中立・公平な議決権行使を徹底するよう努めています。 当社は、議決権行使が可能な株式すべてについて、議決権を行使しています。 「議決権等行使に関する基本方針」は、投資先企業の持続的な成長に資すると判断される場合には適宜見直しを図り、議決権行使結果とともにホームページに公表しています。なお、議決権行使の個別判断基準に関して、東証のコーポレートガバナンスコード等を参考に見直しを実施しました。 また当社は、議決権行使結果に関して個別の投資先企業及び議案ごとに公表しています。 【自己評価】 ・「議決権等行使に関する基本方針」を以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/voting ・議決権行使に関して適切な対応を行い、行使結果について主な判断理由も含め適切に開示したと考えます（反対票議案 387 件についてすべて判断理由を開示しまし

		た)。 ・議決権行使結果は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/voting
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	【実施状況】 ・当社は、スチュワードシップ活動の概況を、ホームページに公表しています。 ・議決権行使結果は、議案の種類毎の集計結果、議案毎の賛否及び説明を要する判断を行った議案等について主な判断理由を四半期毎にホームページに開示しています。 【自己評価】 ・スチュワードシップ活動の概況は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/stewardship ・議決権行使結果は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/voting
原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	【実施状況】 当社は、スチュワードシップ責任を果たすための十分な対話や判断を適切に行うことができるよう体制整備を進めています。 運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、このようなプロセスの重要性を常に意識し継続して実践しています。こうした活動を通じて、運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、投資先企業との深い相互理解と、対話や判断を適切に行うための実力を常に向上させるべく研鑽を図っています。また ESG に関する調査機能強化を図るため、ESG アナリストを 3 名配置しています。 当社は、これらの持続的なガバナンス体制・利益相反管理、スチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況に関し、定期的に自己評価を行い、その結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表しています。

	当社の経営陣は、自己評価等の結果を踏まえ、スチュワードシップ活動がより適切なものとするための組織構築、人材育成を推進しています。 【自己評価】 ・スチュワードシップ活動は、コンプライアンス委員会で定期的に報告・協議する態勢により実効性あるスチュワードシップ活動を推進しています。 ・経営陣及び社員は、スチュワードシップ活動がより適切なものとするための組織構築、人材育成を推進するため、質的向上を図っていきます。 ・ESGに関するエンゲージメントは102社実施しました。 ・金融庁は2021年6月に公表した『サステナブルファイナンス有識者会議 第一次報告書』では、事業会社を対象に「サステナビリティを巡る課題のうち、まず喫緊の課題である気候変動に関する非財務データをTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿って開示を進めるべき」と提言しています。また、改訂コーポレートガバナンスコードでも、「上場会社は国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」としています。 上記報告書の提言に基づき、2022年に資産運用会社である当社も気候に関するデータを開示することが必要と判断しGHG（温室効果ガス）排出量の分析ツールを導入しました。 2023年8月には、TCFDによる提言内容を組織として支持することを表明し、TCFD賛同の登録およびTCFDコンソーシアム(TCFDに関する企業の効果的な情報開示や適切な取り組みについて議論を行う目的で設立された協議団体)に加盟しました。 当社は、企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことはESG/SDGsの観点から重要と考えており、責任ある機関投資家として今後このような取り組みを積極的にサポートしてまいります。 ・また当社におけるスチュワードシップ活動の取り組みについてまとめた「スチュワ
--	---

		ードシップ・レポート 2024-2025」を 12 月に発行し、当社 Web サイトに掲載しています。 ・『SDGs で注目される企業のご紹介』を中心にいちよし SDGs 通信を定期的（原則隔月）に発行し、当社 Web サイトに掲載しています。 ・個人のお客様向けの投資環境の情報提供資料「IAM マーケット・アウトルック」を定期的（月 1 回）に発行し当社 Web サイトへ掲載しています。 ・当社ファンドマネジャーが、世界経済の動きや景気動向等に関する記事を、当社 Web サイトに定期的（週 1 回）に掲載しています（記事名：「FM 今週のポイント」）。当記事を個人のお客様にご理解いただけるように、用語説明を加えた要約版（記事名：「マーケット・インサイト」）を定期的（原則週 1 回）に作成し、当社 Web サイトへ掲載しています。 ・8 月 昨年に引き続き SDGs ディスクロージャー・レポートを作成し、当社が運用する「いちよし SDGs 中小型株ファンド」について、商品性や運用プロセス、ESG/SDGs 評価方法等に関する考え方を、お客様に分かり易く紹介する冊子を作成しホームページにも掲載しました。 ・昨年に引き続き、国際基督教大学（ICU）とのコラボレーションにより、ソーシャルビジネスに関する講義を 1 回実施しました（9 月 27 日第 5 回開催）。当講義は当社の主な投資対象である中小型企業の ESG・SDGs への取組みについて、次世代を担う学生への理解促進を目的としています。毎回ソーシャルビジネスを展開する企業様よりその取組みについて講義を行っていただいています。
--	--	--

※当社は機関投資家向けサービス提供者ではありませんので、日本版スチュワードシップ・コードの原則 8 は該当しません。

以上